

富士市附属機関設置条例（抄）

平成30年3月30日

条 例 第 7 号

（趣旨）

**第1条** この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 市長の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を置く。

2 教育委員会の附属機関として、別表第2に掲げる附属機関を置く。

（所掌事項）

**第3条** 附属機関の所掌事項は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の所掌事項の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

**第4条** 附属機関は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、市長及び教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

**第5条** 委員の任期は、別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の区分に応じ、それぞれこれらの表の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

**第6条** この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 富士市住居表示審議会条例 (昭和42年富士市条例第7号)
- (2) 富士市特別職報酬等審議会条例 (昭和43年富士市条例第21号)
- (3) 富士市総合計画審議会条例 (昭和59年富士市条例第37号)
- (4) 富士市スポーツ推進審議会条例 (平成10年富士市条例第26号)
- (5) 富士市水道事業及び公共下水道事業経営審議会条例 (平成26年富士市条例第10号)
- (6) 富士市消費者教育推進地域協議会条例 (平成29年富士市条例第5号)
- (7) 富士市いじめ問題対策連絡協議会条例 (平成29年富士市条例第21号)
- (8) 富士市いじめ問題対策推進委員会条例 (平成29年富士市条例第22号)
- (9) 富士市いじめ問題再調査委員会条例 (平成29年富士市条例第23号)

3 ～ 5 省略

別表第1 (第2条—第5条関係)

附属機関	所掌事項	委員の定数	委員の構成	委員の任期
(表途中省略)				
富士市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の特別職の給料の額について審議すること。	10人以内	(1) 公共的団体の代表者等 (2) 公募による市民 (3) 学識経験者 (4) その他市長が必要と認める者	委嘱された日から諮問事項に係る審議が終了する日まで
(表以下省略)				